



実践クラブ
上田 義定
議員

▼島原市の財政について

Q 市の借金である市債に含まれる臨時財政対策債とはどのようなものなのか。

A 国から地方に交付される地方交付税があるが、国の財源が不足する場合は措置として、地方公共団体みずから地方債を発行するもので、後年度の交付税でその全額が国から措置される。

Q 島原市における地方債（借金）と基金（貯金）の推移はどうか。

A 地方債については、平成十七年度の約二百六億円をピークに百八十億円から百九十億円で推移している。基金については、合併後の平成十八年度末の五十三億四千万円から、おむね増加を続け、二十五年度決算では合併後最高の七十四億五千万円となっている。

▼建設工事における設計図書、参考資料について

Q 市が発注する建設工事の入札において、工事見積もりの積算に必要な参考資料については、あくまで参考としながらも、それをもとに予定価格が算

出されている。この参考資料に記載されている項目や数量に間違いが見受けられるが、発注者としてどのようなチェックをしているのか。

A 市職員が設計したものや、大型建築物などの外部に設計業務委託を行った場合の設計、積算を含め、職員で確実に内容をチェックしている。

Q 工事発注後に変更が生じた場合、増減変更の権限は誰にあるのか。

A 工事費の変更額に応じて決裁区分に基づく者が最終的な判断を行っている。建築工事は技術的内容であるため、現場担当の主任監督員及び監督員が変更内容を決裁権者に説明したうえで変更を行っている。

▼高潮対策について

Q 船津地区の高潮対策については県と市がそれぞれ行う工事があるということだが、国が行う工事もあるのか。

A 国の補助事業を使って県が行う工事はあるが、国が直轄で実施する工事はない。

Q 地元との意見交換会から一年以上が経過している。目に見える形での工事は二十七年度以降になるとのことだが、測量や地質調査はすでに動き出しているようである。そろそろ説明会をしてはどうか。

A 四月中に説明会を開催して現状報告と今後の予定をお知らせしたい。



日本共産党
島田 一徳
議員

▼国保会計の健全運営について

Q 市町村の国保財政が逼迫しているが、根本的な解決には何が必要なのか。

A 平成二十七年度から低所得者対策として保険者支援制度を拡充するため、国費を投入して国の財政調整機能の強化を図ること、特定健診の受診率の向上やジェネリック医薬品の使用率を上げるなど医療費の適正化に向けた取り組みに努力をする自治体に支援を行う保険者努力制度の創設、財政リスクの分散・軽減のために財政安定化基金の創設、高額な医療費に対する医療費の共同化事業への財政支援の拡充等が予定されている。

Q 国は国保の広域化を目指しているが、財政が逼迫している自治体を集めて、財政の健全化は実現できるのか。

A 都道府県単位で財政運営をすることと安定化を図り、国民皆保険を堅持するとともに、平成二十九年度以降、国が毎年約三千四百億円の国費を投入し、財政基盤が強化されることから、健全な国保の財政運営につながると思う。

Q 広域運営となれば、小回りが利かなくなり、市民の方が不便になる部分が出てこないか。

A 資格の取得、喪失、保険給付の決定、保険料の賦課徴収、健診等の保健事業は、これまでどおり市町村で行う予定となっており、市民の方にとっては現状とほとんど変わらないと思う。

▼福祉行政について

Q 第二子以降の保育料を無料化するようだが、所得制限はないのか。

A 平成二十七年度から小学生以下の児童を二人以上扶養している世帯で、第二子以降の児童の保育料を免除するように対象を拡大している。年収約六百四十万円以上の世帯が保育料免除の対象外となる予定だが、全体の約九割の児童は保育料が免除となる。

Q 福祉医療費の適用を就学前児童から中学卒業まで拡大するが、現物給付なのか、また所得制限はないのか。

A 一部負担金を医療機関の窓口で支払っていただき、後日、市へ支給申請をしていただく償還払いの実施である。所得制限等の制約はなく、各医療保険に加入し、市内に住所を有するすべての小・中学生が支給対象である。

【その他の質問項目】

◇地域経済の活性化・住宅の質の向上と零細業者の仕事づくり